

湘南工科大学後援会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、湘南工科大学後援会（以下「後援会」という。）と称する。

(目的)

第2条 後援会は、湘南工科大学（以下「大学」という。）の教育目的の達成を支援するとともに、学生の就職活動の促進及び福祉の増進を図り、もって大学の発展に寄与することを目的とする。

(設立年月日)

第3条 後援会の設立年月日は昭和55年6月14日とする。

(事業)

第4条 後援会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会報の発行
- (2) 地区別懇談会の後援
- (3) 学生生活を守り、その就職活動の促進及び福祉活動の協力
- (4) 大学の発展に寄与する諸事業
- (5) その他、後援会の目的達成に必要と認められる諸事業

(事務局所在地)

第5条 後援会の所在地は

藤沢市辻堂西海岸1-1-25

湘南工科大学内に置く。

2. 事務局は、次の各号により運営する。

- (1) 事務局は、原則として事務局職員2名で執務する。
- (2) 事務局には執務に必要な器具備品・事務用品・通信設備等置く。

(3) 事務局職員は、別記様式1雇用契約書の規定による。

第2章 会員、理事及び役員

(会員)

第6条 後援会の会員（以下「会員」という。）は、大学に在籍する全学生(大学院生を除く。)の保護者とする。

(理事)

第7条 後援会には理事を置く。

(理事の任期)

第8条 理事の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 理事が会員でなくなった場合には、その地位を失う。

(理事の選任)

第9条 理事は、会員の中から第10条に定める会長が選任し委嘱する。

2. 理事会を円滑に運営する為、原則として理事は22名置く。

(役員)

第10条 後援会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 書記 | 2名 |
| (4) 会計 | 2名 |

(役員を選任)

第11条 前条に定める役員(以下「役員」という。)は、理事会に設ける指名委員会で理事の中から候補者を指名し、総会の承認を得て選任する。

(役員任期)

- 第12条 役員任期は、就任後より翌年定例総会の日までとする。
2. 役員再任は妨げない。
 3. 役員に欠員が生じたときは、速やかに補充する。
 4. 補充方法は、理事会において選任する。
 5. 補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

- 第13条 役員は、次の職務を行う。
- (1) 会長は、後援会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 書記は、議事録を作成し、それを事務局に4年間保管する。
イ. 会報を年1回以上発行する。
ロ. ホームページを維持管理する。
 - (4) 会計は、会計事務を行う。

第3章 会議

(総会)

- 第14条 総会は、定例総会および臨時総会とし、定例総会は、会長が毎年1回原則として5月に招集し開催する。
2. 臨時総会は、理事の3分の2以上の者から開催要求があった場合、又は会員の50分の1以上の者から開催要求があった場合、会長は60日以内に臨時総会を招集し、開催しなければならない。
 3. 臨時総会の開催を要求する場合は、総会に付議すべき案件を書面により明示して、会長に要求しなければならない。

(総会の議決事項)

- 第15条 総会は、次の事項を審議し、出席者の過半数をもって決する。
- (1) 事業報告
 - (2) 決算報告
 - (3) 事業計画
 - (4) 会計予算
 - (5) 会則の改廃
 - (6) 役員承諾
 - (7) その他、理事会が必要と認めた事項

(理事会の構成)

- 第16条 理事会は、役員及び理事をもって構成する。
2. 会長が必要と認めた場合は、事務局職員を出席させて意見を聴くことができる。

(理事会)

- 第17条 理事会は、原則として毎月1回、会長が招集する。
2. 理事会の議長は、会長が行い、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
 3. 理事会の審議は、出席者の過半数をもって決する。

(理事会の審議事項)

- 第18条 理事会は、次の事項を審議する。
- (1) 総会の決定に基づく事項
 - (2) 総会に提案する事項
 - (3) 役員会の決定に基づく事項
 - (4) 会費の改定に関する事項
 - (5) その他、目的達成に必要な事項

(役員会)

- 第19条 役員会は、役員をもって構成する。
2. 会長が必要と認めた場合は、事務局職員を出席させて意見を聴くことができる。

(役員会の審議事項)

第20条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 理事会の決定に基づく事項
- (2) 理事会に提出する事項
- (3) 後援会の予算、決算に関する事項
- (4) 理事会の構成に関する事項

第4章 会計

(諸経費)

第21条 後援会の諸経費は、会費、寄付金、及びその他の収益金をもって充てる。

2. 理事には、理事会等に出席するための交通費及び手当を支払う。
3. 会長は、必要経費を請求することができる。

(会費)

第22条 会費は、第5条に定める学生の在籍期間1年について、年額1万円とし、後援会に納入しなければならない。

2. 会員は、前項の会費を次の各号により納入するものとする。
 - (1) 入学時に入学時の授業料納入時に併せて納入する。
 - (2) 2年次から卒業年時まで各年次前期授業料納入時に併せて納入する。

(会計年度)

第23条 後援会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(予算と決算)

第24条 後援会の予算及び決算は、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。

(予算の専決執行)

第25条 当該年度の予算のうち総会の承認前において予算の執行が予定されるものについては、前条の規定にかかわらず、会長の専決により執行することができるものとする。

(預金口座の開設)

第26条 本会は、会計業務を遂行するために、預金口座を開設する。

2. 通帳名義は、会長名とする。
3. 通帳は、事務局が保管する。

(禁止事項)

第27条 会員は、以下の項目を禁止する。

- (1) 個人情報の開示、漏えい。
- (2) 後援会・大学・その他の機密に属する事項や知りえたことを他人に漏えい開示し、または自ら使用若しくは利用すること。
- (3) マルチ商法や宗教団体などへの勧誘。

(監査)

第28条 後援会には、監査を置く。

(監査の選出)

第29条 監査は、選考委員会の推薦にもとづき、理事会で選出する。

2. 監査は、2名とする。
3. 監査は、役員及び理事を兼任できない。
4. 監査は、当該年度の事業・会計を監査し、その結果を総会に報告する。
5. 監査は、理事会及び役員会に出席し、事業・会計について意見を述べる事ができる。

(監査の任期)

第30条 監査の任期は、就任後より翌年定例総会の日までとする。

2. 監査に欠員が生じた場合は、速やかに補充する。また後任者の任期は、前任者の残任期

問とする。

(顧問)

第31条 後援会は顧問を置くことができる。

2. 顧問は、若干名とする。
3. 顧問は、会長が委嘱する。
4. 顧問は、重要事項につき会長又は事務局の諮問に応ずるものとする。

付則

1. この会則は、昭和55年5月30日から施行する。
2. この会則は、平成5年5月16日一部改正し同日より施行する。
3. この会則は、平成8年5月18日一部改正し同日より施行する。
4. この会則は、平成9年5月17日一部改正し同日より施行する。
5. この会則は、平成16年5月15日一部改正し同日より施行する。
6. この会則は、平成17年5月22日一部改正し同日より施行する。
7. この会則は、平成19年5月21日一部改正し同日より施行する。
8. この会則は、平成22年5月16日一部改正し同日より施行する。
9. この会則は、平成29年5月14日一部改正し同日より施行する。
10. この会則は、平成30年5月13日一部改正し同日より施行する。
11. この会則は、令和2年5月17日一部改正し同日より施行する。

雇 用 契 約 書

湘南工科大学後援会（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、次のとおり雇用契約を締結する。

1. 基本条件

- (1) 雇用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。（1年間）
- (2) 賃 金 時間給とし時給 円、交通費（実費相当額）を当月末に支給する。
- (3) 勤 務 日 ①毎週火曜日、金曜日及び理事会開催日とする。
②会長が勤務を必要とした日とする。
- (4) 勤務時間 原則として午前9時から午後4時30分とする。
- (5) 休憩時間 午後0時から午後1時とする。
- (6) 勤務場所 藤沢市辻堂西海岸1丁目1番25号とする。
湘南工科大学後援会事務局とする。
- (7) 勤務内容 後援会に関する事務一般とする。
- (8) そ の 他 賞与は年2回、1回あたり 円を支給する。
退職金はその都度理事会に諮るものとする。

2. 法令等の遵守

乙は、後援会の職員として前項の基本条件を了承し、法律その他法令並びに甲の諸規定を守り、甲の指示に従い、信義則を遵守し、誠実に職務を履行しなければならない。

3. 守秘義務等の遵守

- (1) 職務上知りえた内容は、在職中及び退職後も他に漏らしてはならない。
- (2) 甲の不利益となる如何なる行為も、行ってはならない。

4. 契約義務満了後の権利主張

契約は満了になった場合は、上記賃金の他は一切請求や権利を主張しない。

5. 契約の解除

- (1) 契約が満了した場合は、雇用契約を解除する。
- (2) 乙の不法行為又は不正行為があった場合は、甲はこの契約を解除する。

6. 不法行為に基づく損害賠償

乙の不法行為に基づき甲に損害を与えた場合、乙は甲に損害賠償の責めを負う。

7. その他

- (1) 契約は労働基準法その他の法律を基準として解釈する
- (2) 契約に規定されていない事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 藤沢市辻堂西海岸1丁目1番25号
湘南工科大学後援会

会 長

乙